平成２２年（フ）第７３４１号
茨城県水戸市渡里町3011―１
破産者　篠原　　昇
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３４９号
東京都荒川区荒川６丁目55―１―201、開始決定時の住所東京都荒川区荒川５丁目46―３
破産者　菅原　和子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３６３号
東京都品川区大崎１丁目２番３―601号
破産者　株式会社フェアリーＫ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３７６号
東京都新宿区新宿５丁目１番１号
破産者　株式会社ウイザードグラフィックス
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３７７号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目18―13―501
破産者　武山　篤司
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４４５号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目17番10号
破産者　日本エキュマテック株式会社
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４６５号
東京都台東区蔵前４丁目21番２号
破産者　株式会社Ｐ・Ｄ・Ｃ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４６６号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目４―17
破産者　本木　英之
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４８５号
東京都新宿区早稲田鶴巻町571番地
破産者　株式会社建設システム
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９２号
東京都立川市若葉町１丁目11番地の１
破産者　有限会社創
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９３号
東京都東大和市桜が丘３丁目44―13―22―408
破産者　小谷　俊和
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９４号
東京都東大和市桜が丘３丁目44―13―22―408
破産者　小谷さゆり
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５３８号
神奈川県横浜市港南区芹が谷５丁目５番51号
破産者　有限会社大栄電設
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５３９号
神奈川県横浜市港南区芹が谷５丁目41―10、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区芹が谷５丁目５―51
破産者　伊藤　悦和
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１５号
東京都練馬区春日町３丁目18―２―103
破産者　稲垣　孝雄
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１６号
東京都大田区大森南３丁目９番１―203号
破産者　株式会社日本リニュアル
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５５号
東京都台東区根岸３丁目３番18号
破産者　有限会社デン
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５６号
東京都台東区根岸３丁目３―18―204
破産者　山本　和世（旧姓根本）
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６２号
神奈川県横浜市都筑区南山田３丁目１番24号
破産者　有限会社押切設備工業
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６７４号
東京都日野市神明４丁目８番地の５
破産者　株式会社ヴイテック
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６７５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津633―２
破産者　中里　豪介
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７０２号
静岡県富士市伝法1088番地
破産者　有限会社サンアール
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７５６号
埼玉県戸田市笹目５丁目２番地の６
破産者　有限会社アラジン
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可